



荒川区西日暮里2-55-1
国鉄労組東京地方本部
発行責任者 鎌田博一
編集責任者 佐藤敏幸

No.1855

2021年

7月10日

国労加入を
大胆に訴えよう

6・19 国会議員会館前行動

安保法制違憲差止訴訟控訴審第一回裁判報告

安保法制違憲差止訴訟控訴審第一回裁判が五月二〇日開廷された。

第一回控訴審の今回は、控訴人二名からの口頭弁論が行われた。まず初めに、控訴人の一人である山崎海運の機関長を務めている竹中正陽（まさはる）さんが陳述を行った。

竹中さんは、船員として四〇年以上にわたり世界中から原油や鉄鉱石を日本に運ぶ仕事に携わってきた。そうした経験のなかで、イランイラク戦争時の体験や海運業者が安保法制によって「後方支援」への協力を強制されること、「船員予備自衛官制度」によって、有事には民間船員も自衛隊の指揮下に組み込まれること、それを拒否することは事実上退職以外に道はないことなど、安保法制の具体化が自身の職業継続、さらには将来海で生きようとする後輩たちに与える影響がいかに深刻かを訴えた。陳述内容の要旨は以下の通り。

「一九八〇年から八八年にかけて行われたイランイラク戦争では、日本の船は中立国の証としてデッキに大きく日の丸を描いてペルシャ湾の奥深く入り、原油を積みだしていました。現地の商社や代理店は、両国と綿密に連絡を取り、一隻ごとに進路や通過時間を決定していました。その結果、世界中で四〇七隻が被弾、三三三名の船員が死亡する中で、日本船の被害は一二隻、死者二名と配船数の割には極端に少ない被害で済みました。こうした『平和愛好国』日本のブランドは、戦後復興のため数一〇年かけて友好・貿易促進に努めてきた外交努力のたまものです。それを先端で担ってきたのが現地に赴任した商社マンや技術者



たち。私たち船員も、わずかながら寄与したと思っています。このブランドを一気に喪失させたのが、安保法制です。そこでは戦争以前の個別紛争、戦闘であっても、『後方支援』の名目で一方に加担し、範囲も地球全体に広げられました。集団的自衛権が発動され、日本が紛争当事国になればどうなるでしょうか。近年、日本が運航する外航船は二五〇〇隻に上り、二千人の日本人船員と六万人の外国人船員が従事しています。この瞬間にも、二五〇〇隻が世界中の海に散らばり、昼夜を問わず稼働しています。到底『軍隊』で守れるものではありません。多くの原材料を輸入に頼る日本が、いざ

参戦すれば、船は真っ先に攻撃対象にされ、外国人船員の大量下船が始まって物資は止まります。私たち開運産業で働くものから見れば、日本は戦争のできる国ではないのです。『防衛省は、安保法制の具体化として新たに船員予備自衛官制度を発足させました。有事に民間船員を指揮下に組み入れるもので、命令を拒否すれば自衛隊法による処罰が待っています。船員に対し、国が直接命令を出す仕組みで、戦時中の船員徴用令をまねたものです。同時に、民間フェリー二社と大型フェリーを一〇年間借りる協定を結びました。二隻の船員は企業に所属したまま、平時は民間船員として通常の商業輸送を、有事は自衛隊法に基づき米軍や自衛隊の荷物を運ぶものです。防衛大臣は、『あくまで本人の志願』と表明していますが、『予備自衛官またはその希望者を雇用すること』を二社に義務付けられています。このように外堀が埋められる中、個々の船員が予備自衛官になることを拒否できるわけがなく、拒否すれば退職以外に道はありません。『安保法制により、私たち船員は、企業による業務命令という形であっても、実質的・法的には『自衛隊の部隊等』に国の命令で組み入れられる体制が構築されました。中東情勢や、最近の尖閣諸島をめぐる中国との対立、台湾海峡問題の深刻化から、現実的危険性がますます高まっています。『主義主張ではなく、私自身の船員としての職業継続、将来海で生きようとする後輩たちのためにも、法制の差止を求めるものです。それが真の国益であると信じます』(次回に続く)



「いのちと暮らしと人権守れ！オリंपックよりコロナ対策を！自民党改憲四項目反対！普自公政権退陣！六・一九国会議員会館前行動」が六月一九日(土)、衆議院第二議員会館前を中心に、雨天にもかかわらず三五〇人を超える市民が集まり開催された。はじめに、主催者を代表して「九条壊すな実行委員会」の菱山南帆子さんが、「オリンピック開催を最優先し、新型コロナウイルス感染症対策に十分な対策を取ることなくいのちと暮らしに背を向ける菅政権を倒し、私たちの政権を作ろう」と、怒りを込めて菅政権退陣を訴えた。続いて、国会議員や学者、ジャーナリストが相次いで登壇し、「憲法改正の手続きを定める改正国民投票法が成立したが、CM規制のない危険な法律だ。改憲に向けた動きをみんなの手で止めよう」「コロナ禍で女性の貧困と差別はより深刻になっている。貧困家庭にお金を回せる政府にしたい」と熱い思いを訴えた。

第90回定期全国大会

日時 2021年7月15日(木) 13時30分 開場
14時 開会
~7月16日(金) 14時

場所 新橋・交通ビル B1F 会議室



国労東京 よろず相談

国労弁護士による無料法律相談

「コロナ禍でお困りのことはありませんか？」

次回7月14日(水)の定例相談は佐藤誠一弁護士です。詳細は地本へ連絡を！

随時相談も受け付けています！

随時相談をご利用下さい。
国労東京地本事務所への電話連絡、もしくは直接弁護士に連絡して、日程をご相談下さい。(※相談料：初回30分無料)国労東京地本事務所の電話番号は、03-3806-9261です。各弁護士事務所の電話番号は裏面を参照してください。



- 労働問題
パワハラ
セクハラ
- 交通事故
- 振込詐欺
- 医療事故
- 近隣トラブル
- 遺産相続
借金問題
- 夫婦関係

お気軽にご相談下さい。

問い合わせ先 国労東京地方本部 東京都荒川区西日暮里2-55-1 (鉄)054-2535/Fax2547(公)03-3806-9261/Fax9263

工作協議会 第33回定期委員会

第三三回東京工作協議会定期委員会は、五月二日(水)一九時二〇分より、大宮工場支部に於いて開催されました。今委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態宣言が発せられる中、開催日の予定を遅らせ、書面審査とし、役員四人と大宮の委員二名の六名の出席での開催となりました。はじめに、増田事務長から、開会挨拶、委員会延期承認ならびに、書面審査についての評決が多数であることを報告。委員会の成立宣言がされ、座長に大宮の吉田委員を選出し、議事が進められました。続いて木村議長の挨拶がされ、二月に長い歴史を持つ大井工場支部が解散し、新たに東京支部が発足したことに触れたあと、「コロナ禍による減収で、様々なコストダウンがされているが、営業で使用する車両の安全性にまで、コストダウンは許されない。職場

新役員

- 議長 白井明男 (東京・新)
- 事務長 増田静治 (大宮・再)
- 常任 木村正 (東京・再)
- 常任 桜井一美 (川崎・再)

東京工作協議会増田事務長より

国労家族会東京地方連合会 第66回定期総会

議題集

国労家族会東京地方連合会は、第六六回定期総会(書面表決)を開催した。

新型コロナウイルス感染症が蔓延し医療逼迫が深刻化するなか、「緊急事態宣言」が四月二五日東京・大阪・京都・兵庫の四都道府県に出された。感染予防のため「二つの蜜」(密集場所・密閉空間・密接場面)とならないよう徹底した対策を講じなければならぬこと、また都道府県をまたぐ移動については引き続き自粛が必要ことから、「第六六回定期総会」議案書を地区本部・支部に送付。二〇一九年度経過報告・二〇二〇年度活動方針(案)、および二〇一九年度会計報告・会計監査報告・二〇二〇年度予算(案)、二〇二〇年度役員体制(案)の賛否について「表決用紙」により行うこととし、六月一〇日必着で地方本部宛に、郵送またはファックスにて返信とする、会場に集まることなく書面による表決とした。

- 書面表決を六月一〇日に締め切った結果、すべての議案が可決された。
- 二〇二〇年度役員体制
- 会長 丸山みどり (東京支部)
- 副会長 伊藤るい子 (東京支部)
- 会計 奥山 博美 (大宮地区本部)

採択されたスローガン

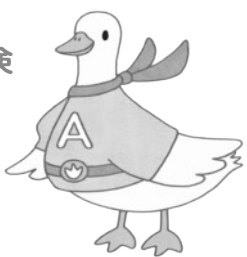
1. 家族会の維持・拡大に向け地方から取り組みを強めましょう
2. 憲法の改悪を阻止しましょう
3. 年金・医療などの社会保障改悪、働く環境を悪くする労働法改正改悪に反対しましょう。
4. 賃上げを勝ち取り、物価値上げに反対しましょう。
5. 生活と権利、平和と民主主義を守る活動を進めていきましょう。
6. 脱原発を目指し、子供たちを被爆から守り、安心して暮らせる社会にするために行動していきましょう。



書面表決

がん治療を幅広く まとめて保障するがん保険

NEW/
アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in



No.1 がん保険
保有契約件数
連続3年連続
インソシエーション生命保険設計
No.4 世帯主1世帯主がアフラックの専業主婦加入
(詳細はホームページをご覧ください)

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)
「生きる」を創る。
アフラック
東京第二法人営業部
東京都中央区新富1-1-1 新富三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658
P19437 AF-19-11-2020-0009-2007029 2/31

生きるためのがん保険Days1 ALL-in
保険期間:終身(治療給付金)がん先進医療給付金・がん先進医療一時金は10年更新
▽上段内新生物は保障の対象外

治療	治療給付金	先進医療	診断	入院	通院
治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を受けた月に 【特約給付金(1万円以内)】10万円(通算600万円まで)	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (上記に加えて、がん先進医療一時金 1回につき10万円)	特約診断給付金 がん 50万円 がん 50万円 がん 50万円 がん 50万円 がん 50万円	1回につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円

特定保険料払込免除 入院や通院が所定の条件に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

ニーズに合わせて特約をプラス! 治療に伴う外見のケアに備える(保険期間:10年更新) 外見ケア特約

契約年齢:0歳~満85歳まで

月払保険料【団体取組】

※上記プランの場合
解任払込期間終了(治療給付金)
がん先進医療給付金(治療給付金)
は10年更新
特定保険料払込免除特約付き

契約日の 年齢	男性	女性
20歳	2,223円	2,223円
30歳	2,953円	3,214円
40歳	4,454円	5,248円
50歳	7,447円	7,031円
60歳	13,282円	8,661円

2020年3月23日現在

●アフラックの医療保険「がん保険」に付する先進医療の特約は、被保険者1人につき適用し1特約のみご契約いただけます。●特約の対象となる先進医療は、厚生労働省が定める医師が、医療従事者に適任(対象となる疾患・状況)および実施する医療機関が指定されています。また、厚生労働省が定める医師が、適任する医療機関に勤務する必要があります。●特約の対象となる先進医療は、がん先進医療一時金、指定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、保険料率に「がん」が適用されます。●特約の対象となる先進医療は、がん先進医療一時金、指定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、保険料率に「がん」が適用されます。●特約の対象となる先進医療は、がん先進医療一時金、指定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、保険料率に「がん」が適用されます。●特約の対象となる先進医療は、がん先進医療一時金、指定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、保険料率に「がん」が適用されます。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)
「生きる」を創る。
アフラック
東京第二法人営業部
東京都中央区新富1-1-1 新富三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658
P19437 AF-19-11-2020-0009-2007029 2/31